



# 杉浦事務所便り

ご連絡先：〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル

電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772

e-mail：kimi-cor@apost.plala.or.jp

URL <http://www.sr-roumu.com>

## 注目を集める「キャリア形成促進助成金」

### ◆4月から制度改正

キャリア形成促進助成金制度とは、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練や職業能力評価の実施、またキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対して助成される制度です。2008年度4月よりこの制度が改正され、にわかに注目を集めています。

### ◆助成率の引き上げと対象者の拡充

今回の改正の主な目的は、職業訓練等を実施するにあたり費用面の負担が大きい中小企業に対する支援の強化、および職業能力形成機会に恵まれない者を新たに有期雇用に雇い入れ有期実習型による組合せ訓練を実施する事業主への支援です。

まず、専門的な訓練への助成率が3分の1から2分の1（中小企業）へと引き上げられました。併せて、認定実習併用職業訓練への助成率も中小企業が3分の1から2分の1、大企業は4分の1から3分の1へと、それぞれ引き上げられました。対象者も拡充され、短時間労働者への訓練に対する助成および認定実習併用職業訓練に対する助成について、それぞれ、雇用保険被保険者だけでなくこれから雇用保険者になるとする者もその範囲となりました。

また、新たな制度として、正社

員になるには当該有期実習型訓練を受講することが適切であり、職業能力形成機会に恵まれなかつた者として、キャリア・コンサルタントが認めた者を対象とした有期実習型訓練に対する助成も実施されることとなりました。

### ◆活用のための注意点

上記の助成金制度を活用するためには、様々な条件を満たしている必要があります。代表的なものとしては、「雇用保険の適用事業主であること」、「職業能力開発推進者を選任・届出していること」、「労働組合等の意見を聴いて計画を作成し労働者に周知していること」「過去2年間の労働保険料滞納や過去3年間の助成金の不正受給がないこと」等があります。

未成年者の雇用についてはまず、労働基準法第58条第1項の「親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない」といった部分が思い浮かびます。また、賃金についても、未成年者であっても独立して受け取ることができます。そう考えると、特に親権者の承認が必要とは考えにくいものです。

しかし、労働基準法第58条第2項では、「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向ってこれを解除することができる」とあります。

また、民法第5条第1項では

## 未成年者をアルバイトなどで雇う場合の注意点

### ◆雇用に関するトラブルに注意！

人材難と言われる昨今、高校生などの年少者や未成年者のアルバイト等は、貴重な労働力となっています。しかし、社会的経験の浅い年少者や未成年者の雇用はトラブルにつながりやすい危険性もあります。

採用の際や労働に関して、どのようなことに注意しなければならないのでしょうか。

### ◆親の許可が必要なのか？

ある会社からの質問で、「高校生のアルバイトを採用するにあたり、履歴書の親権者の署名捺印欄が空白ですが、何か問題があるでしょうか？」という相談がありました。

未成年者の雇用についてはま

ず、労働基準法第58条第1項の

「親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない」といった部分が思い浮かびます。また、賃金についても、未成年者であっても独立して受け取ることができます。そう考えると、特に親権者の承認が必要とは考えにくいものです。

しかし、労働基準法第58条第2項では、「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向ってこれを解除することができる」とあります。

また、民法第5条第1項では

## 若手社員はどんなことを考えているのか？

### ◆「今の会社に定年まで！」

社会経済生産性本部が今年入社した新入社員を対象に行った意識

る」とあります。つまり、親権者（法定代理人）の同意がない労働契約は、親権者によって取り消す（結果として、突然アルバイトを辞めてしまい会社に迷惑がかかる）ことがあります。これが得られるのです。

### ◆「3年以内に辞める！」

これに対し、カシオ計算機が25歳の会社員を対象にインターネット上で行った調査（596人が回答）で、3年以内に今いる会社を辞めようと思っている若手会社員が約4割いることが明らかになりました。「定年まで辞めない」と回答した人はわずか12%だったそうです。調査の仕方や回答者数が異なるため、上記2つの調査結果を単純に比較することはできないかもしれません、新入社員の意識と数年働いた社員の意識とでは、かなり異なることがあるかもしれません。あなたの会社の若手社員は、「今の会社に定年まで！」「3年以内に辞める！」どちらの考え方が多いでしょうか？

### ◆上司とのコミュニケーション

また、日本能率協会が新入社員を対象に行った意識調査（1,334人が回答）では、「上司との人間関係構築のためには効果だと思うこと」（複数回答）という問い合わせに対して、上位から「飲み会への参加」（89%）、「社員旅行」（70%）、「運動会」（50%）という結果が出たそうです。

社員旅行や運動会を行う企業は以前と比べると少なくなっていると思いますが、社内コミュニケーションを図るために、これらを復活させる動きも一部の企業であるようです。

## 夫の年金を強制的に分割する「3号分割制度」

### ◆「離婚分割」とは異なる「3号分割」

平成19年4月から、夫婦が離婚し



た場合に厚生年金を分割する制度（「離婚分割制度」）が始まって大きな話題を呼びましたが、平成20年4月からは新たに「3号分割制度」がスタートしました。

「3号分割制度」は「夫が厚生年金保険の被保険者、妻が第3号被保険者」という夫婦が離婚した場合、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間について、妻からの請求により、夫の特定期間（特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間）中の被保険者期間の標準報酬を自動的に2分の1に分割するというものです。この「3号分割」は、「離婚分割」のように夫婦間の合意は必要ないのが大きな特徴です（なお「離婚分割」の場合であっても、按分割合等についての合意は必要です）。

### ◆保険料は夫婦の共同負担したもの

標準報酬を自動的に2分の1にするという考え方では、「第3号被保険者を配偶者とする第2号被保険者の保険料は夫婦が共同して負担したものである」という基本的認識を根拠にしています。

なお、平成20年4月以後の「離婚分割」についてですが、「3号分割」をまず行なう上で「離婚分割」を行う必要があります。「3号分割」のみの請求も可能とされています。また、複数回結婚・離婚等をした場合には、それらの特定期間を通算して3号分割の請求を行うことはできません。それぞれの離婚等ごとにその請求期限内に3号分割の請求を行わなければならないのです。

「離婚分割」の申立ては、制度開始時から昨年末までの9ヶ月間で8,322件あったことが最高裁判所の集計で明らかになっています。